

豊明市行政評価制度「施策」評価票

施策評価票番号

8

1 施策の概要

| | | | | | |
|-------------------|---|---------------------------|-----------|---------|--------------------------|
| 1-1 施策の名称 | 景観づくり | | | 基本施策コード | 1 2 4 |
| 1-2 担当 | 部 | 経済建設部 | 課 又は施設 | 都市計画課 | 評価票作成者 都市計画課長 前田 謙 |
| 1-3 総合計画における施策の体系 | 節 | 生活環境「安全・安心で、うるおいのあるまちづくり」 | | | |
| | 項 | 水と緑の環境づくり | | | |
| 1-4 施策の目的 | 景観行政に関する地域の「まちづくり活動団体」や「NPO」との協力・支援、行政パートナーシップによる協働を推進する。 | | | | |

| | | |
|-------|---------------------|----------------------|
| | 平成22年度評価 (前期の成果) | 平成27年度評価 (全期間の成果) |
| 担当課評価 | A | |
| 総合評価 | A | |

施策評価の判定基準

- A : 施策の目的を効果的に達成しているため継続する
- B : 施策推進の実施手法等に改善の必要がある

| 1-5 総合計画における基本成果指標 | 基本成果指標名 | 前期(平成18年度~平成22年度) | | | 全期間(平成23年度~平成27年度) | | | 指標の定義 |
|--------------------|--------------------|-------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|---------------------------------------|
| | | 目標値(%) | 実績値(%) | 達成率(%) | 目標値(%) | 実績値(%) | 達成率(%) | |
| | 市街地の街並みの美しさに対する満足度 | 75.0 | 71.7 | 95.6 | 77.0 | | | 都市基盤整備における市街地の街並みの美しさに関する施策の充実状況を表す指標 |
| | | | | | | | | |

2 施策の担当課による評価結果

| 評価の内容 | 今後の環境変化を踏まえた課題認識 | 既存事業の構成や優先順位の考え方、新規事業の必要性の考え方 | 施策の担当課としての単年度の取り組みの自己評価 |
|--------|--|---|--|
| 平成18年度 | 景観法の施行後歴史的な街並みの保全、自然環境の保全を目的とした景観計画を策定するため、景観団体としての手続きを行う自治体が全国的に増加している。 | 地区計画については、既に3地区で都市計画決定され、現在も2地区で手続きが進められており、今後も増えてくるとされる。 | 現在、手続きを進めている2地区は、地区の要望によりはじめたものであるが、関係住民にとって住民の意思によるまちづくりを少なからず実感できるものではないかと考える。 |
| 平成19年度 | 景観行政に関して、「鎌倉街道青木地蔵楠木」「杏樹城址」「桶狭間古戦場」が県の景観資源として選定された。 | 屋外広告物の規制に関しては、今後、豊明市独自の景観計画の策定に合わせて検討されるべきものとする。地区計画についても、新しい都市計画制度の中で新たな施策としての位置づけが必要になってくる。 | 景観行政については、計画の必要性や区域の指定等による効果及び影響について研究する時間が必要であるとする。新たな地区計画地区の指定は1地区追加し、翌年度早々にさらに1地区の追加が予定され実績が上がっている。 |
| 平成20年度 | 景観緑三法により美しく風格のある地域の形成と潤いのある生活環境の創造に不可欠なものであることに鑑み、景観施策の創出を進める。 | 地区計画については、都市計画提案制度の拡充により良好なまちづくりを推進する。 | 都市計画審議会において景観条例を制定している岐阜県各務原市への視察は今後における本市の景観行政の向上に結びつくものである。 |
| 平成21年度 | 景観緑三法により美しく風格のある地域の形成と潤いのある生活環境の創造に不可欠なものであることに鑑み、景観施策の創出を進める。 | 地区計画については、都市計画提案制度の拡充により良好なまちづくりを推進する。 | 静岡県三島市への視察は今後における本市の景観行政の向上に結びつくものである。 |
| 平成22年度 | 阿野平地地区において土地区画整理事業を進めるにあたり、対象区域が小規模であり道路計画に限界があるため、一般土木事業との連携に着手することで、未利用地の解消に寄与できる。 | | |
| 平成23年度 | 阿野平地地区において土地区画整理事業を進めるにあたり、対象区域が小規模であり道路計画に限界があるため、一般土木事業との連携に着手することで、未利用地の解消に寄与できる。 | | |
| 平成24年度 | | | |
| 平成25年度 | | | |
| 平成26年度 | | | |
| 平成27年度 | | | |

